宮城地方最低賃金の引き上げと最低賃金制度の抜本的改正を求める意見書

いま、全国で1700万人近い人たちが非正規労働者と言われ、パートや臨時・アルバイト・派遣という形態で働いており、そのうち青年や女性の二人に一人は、非正規で働く労働者だと言われています。こうした人たちの有効な手だてとして、賃金の底上げを図る最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制度の確立が一層重要な制度として切実に求められています。

宮城労働局の諮問機関である宮城地方最低賃金審議会は、経営者、労働者、公益委員の三者で構成されており、宮城地方最低賃金について、議論し決定します。最低賃金の決定に当たっては、「生計費、企業の支払い能力、類似の労働者の賃金」を三要素として、宮城県の実態を考慮して決められることになっていますが、現在の最低賃金引き上げ額が企業の支払い能力論のみに押されているというのが実態です。

宮城県地方の最低賃金額は639円です(10月20日発効)。この額は全国で31番目という低い水準になっており、宮城県の経済実態を示す経済指標は、全国で25番目であり、最低賃金額と宮城県の経済実態が乖離幅5円の解消を目指した運動が進められてきました。

また、現行の制度は、日本全国をA~Dの四つのランクに分けられていることから(宮城県はCランク)地域間格差の解消は図られず、ますます拡大されているという実態です。

宮城県春闘共闘会議では、現在の最低賃金・標準生計費で1カ月暮らすことができるかに挑戦する「最低賃金・標準生計費生活体験」を行ってきました。 現在の宮城県地方の最低賃金額は、月額に換算すれば10万円程度です。生活体験者は、カップラーメンなどを食べて食費を切り詰めても、3万円~4万円をオーバーする状態でした。まさにこの金額は、生活保護基準以下のワーキングプアの水準なのです。OECD諸国では、最低賃金額は1000円近くにまでなっています。日本は、世界的にも大きく立ちおくれていると言わざるを得ないのが実態です。

国が、憲法 25 条に基づき「最低限度の生活」を保障するために定めた「生活 保護基準」以下の生活を余儀なくさせることは、憲法上から見ても大きな矛盾 です。

このような実態のもとで、最低賃金法の一部改正法案には、「生活保護との整合性に配慮する」ことが盛り込まれ、中長期的な最低賃金の引き上げが議論されていく方向が示されていますが、実効ある制度にさせていくことが切実に求められています。

国は、最低賃金の底上げを図り、「ナショナルミニマム(国民生活の最低限度の保障)」を築く制度として、全国一律の最低賃金制度の確立を目指すことが求められています。

よって、国に対し下記事項の実現を求めます。

記

- 1 国民生活の最低限保障 (憲法 25 条)の機軸となり、中小企業、農林漁業、 地域経済の活性化に結びつく、全国一律最低賃金制度を創設すること。
- 2 宮城地方最低賃金額を、時間額1000円以上にすること。

以上,地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成 19 年 12 月 13 日

名取市議会議長 大友廣嗣

内閣総理大臣 殿

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

厚生労働大臣 殿